

議案第14号

杉並区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例

杉並区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例（平成25年杉並区条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号コ中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（提案理由）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(園路及び広場)	(園路及び広場)
<p>第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、当該園路及び広場のうち1以上は、次に掲げる基準に適合させなければならない。</p>	<p>第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、当該園路及び広場のうち1以上は、次に掲げる基準に適合させなければならない。</p>
(1) 略	(1) 略
(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものとする。	(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものとする。
ア～ケ 略	ア～ケ 略
<p>コ 令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）を通路の要所に敷設すること。</p>	<p>コ 令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）を通路の要所に敷設すること。</p>
(3)～(7) 略	(3)～(7) 略